第１回意思疎通支援部会での意見について

１　計画策定に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 意　見 | 対応方法（案） |
| ○　点訳・音訳に加えて、代筆・代読サービスを文言化し推進すべき。 | 計画（素案たたき台）の「意思疎通支援の充実」の項で、多様な意思疎通支援手段の例として、代筆・代読を記載。 |
| ○　遠隔手話通訳を推進すべき。 | 計画（素案たたき台）の「意思疎通支援の充実」の項で、遠隔手話通訳の推進について記載。 |
| ○　「選挙への配慮」の項が、他の項目と比べて、唐突な感じを受ける。 | 計画（素案たたき台）の推進項目としては削除。元々あった取組内容については、計画（素案たたき台）の、他の取組内容に盛り込むことで対応。※　候補者情報の提供は、「意思疎通支援の充実」の「情報保障の推進」へ移行※　投票環境の改善は、「自立と社会参加の促進・取組定着」の「社会参加の促進」へ移行　　　 |
| ○　選挙の場（投票所）での意思疎通支援者の同伴。 | 趣旨については、計画（素案たたき台）の「意思疎通支援の充実」の「情報保障の推進」の内容に含める。 |
| ○　知事・道議会議員選挙で、手話通訳及び字幕等の情報保障が必要。 | 趣旨については、計画（素案たたき台）の「意思疎通支援の充実」の「情報保障の推進」の内容に含める。 |

２　個別の事業に関する要望等

|  |  |
| --- | --- |
| 意　見 | 回　答 |
| ○　手話通訳者設置事業設置手話通訳者の減員について | 令和元年８月の「北海道聴覚障がい者情報センター」の開設に伴い、振興局の設置通訳者を「ブランチ」として位置づけ、令和６年度までに体制を見直すことで、北海道ろうあ連盟と合意していたものです。 |
| ○　要約筆記者の配置　　手話通訳員に加え、要約筆記者を配置して欲しい。 | 国の補助事業では、手話通訳者の設置のみが対象とされており、要約筆記が必要な方には、その都度、個別に対応させていただくこととしています。 |
| ○　盲ろう者通訳・介助員派遣事業・　利用上限時間の撤廃・　通訳・介助員の地域偏在の解消 | 利用時間については、やむを得ない事情等により派遣が必要と認める場合は、上限を超えた利用も認めているところです。上限の撤廃及び養成研修の地方開催には、予算議論も伴うことから、委託先団体等とも協議し検討します。 |
| ○　要約筆記者派遣事業・　派遣依頼に係る窓口の周知・　要約筆記の広域利用の促進 | 要約筆記者の派遣体制の整備が進まない要因として、担い手の不足や地域偏在などの課題が考えられることから、昨年度から、札幌とそれ以外の地域で養成講座の開催を行うなどして、順次、不在地域の解消に努めるとともに、ＳＮＳを通じて、要約筆記の利用者の周知に努めているところです。 |
| ○　手話通訳者養成事業　　難聴者・中途失聴者に対応するため、要約筆記者を配置した手話講習会を開催して欲しい。 | 手話通訳者養成事業は、意思疎通支援者を養成するものであり、意思疎通支援が必要な方の学習を提供するものではないため、道としての対応は難しいところです。 |
| ○知事記者会見　同時手話通訳に加え、字幕・要約筆記をつけて欲しい。 | 知事記者会見は、総合政策部知事室広報広聴課が所管のため、要望の趣旨を伝えます。 |